

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 足田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 藤本 正行
 税理士 風間 慎一

WARMBIZ



11月の税務・労務

9月決算法人の確定申告	
3月決算法人の中間申告	11月中の
12, 3, 6月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	11月12日(月)
10月分納期限・納期特例分	
社会保険料・子ども子育て	11月30日(金)
拠出金(10月分)納付期限	

11月の行事・業務案内

- 3(土) 文化の日
- 4(日) 消費者センター開放記念日
- 5(月) 津波防災の日
- 7(水) 立冬
- 8(木) 世界都市計画の日
- 10(土) 技能の日
- 15(木) 七五三
- 16(金) 世界寛容デー
- 22(木) 小雪
- 23(金) 勤労感謝の日
- 28(水) 税関記念日
- 30(金) 年金の日



今号の紙面

- 年末調整の準備をしてください
- マイナンバーの取扱
- マイナンバー記載が省略できる場合
- 働き方改革で経営者責任が重くなります
- 消費税対応準備>スケジュールを確認

Q&A 民法・相続法改正で自筆遺言が作りや

年末調整関係書類の早期回収、マイナンバーの取扱は慎重に！



今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。先月からご案内のように、今年から年末調整関係の書類が一部変更になりました。税制も変わったことから特に注意が必要です。

年末調整に必要な保険料控除の証明書などの書類の多くはすでに従業員の手元に届いています。

早めに周知し書類を亡失しないよう注意喚起しましょう。11月中には書類を集めて手続きが滞りなく進むよう準備しましょう。

【ご用意いただく書類】

- ① 生命保険料・地震保険料証明書
- ② 国民年金・国民年金基金の控除証明書
- ③ 国民健康保険・介護保険などの社会保険料の支払額が分か

るもの(領収書など)

- ④ 小規模企業共済等掛金の額を証明する書類
- ⑤ 2年目以降の住宅借入金等特別控除書類

税務署から送付された「住宅借入金等特別控除申告書(平成30年分)」と、金融機関から送付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

- ⑥ 中途入社した方で、それ以前に別の会社で給与をもらっていた方がいる場合は、前職の源泉徴収票を提出してもらって下さい。

その他、年の途中での扶養親族等の増減や、住所などに変更があった方がいる場合などは、「平成30年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の訂正をお願い致します。

特に個人番号記載欄に記入があると本人確認が必要となります。取り扱いには十分注意してください。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階

072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp
 チャットワークID:hikita http://kskj.jp

【対応業務】

税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務
 経理・給与・経営コンサルタント

(提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、ピズアップ総研
 (不動産) スマイシア不動産販売



マイナンバーを利用する場合の注意点

当事務所はマイナンバーの取扱は慎重にすべきとする立場から、原則として扱わない対応をすすめてきました。

税務当局も、記載の有無によって税務上の取扱に不利益を与えることはなく、受理する体制をとっていることから、実務上記載がなくても支障はありません。

このため、当事務所は引き続きマイナンバーの取扱には慎重な対応を予定してまいります。

一方、顧問先様の中にはマイナンバーを取り扱うことを希望された方もいらっしゃいます。

マイナンバー取り扱い業務を代行する場合、法令順守と政府が決められたガイドラインを順守する立場から特別な安全管理措置を行います。このため、特別な管理費用が発生しますことをご了解願います。

取扱に際してはマイナンバー取り扱いに係る覚書を作成し、書類の取扱に関するルール確認をいたします。詳しくは担当者までお尋ねください。



前年、事業主にマイナンバーを提供している場合、マイナンバーの記載を省略できます

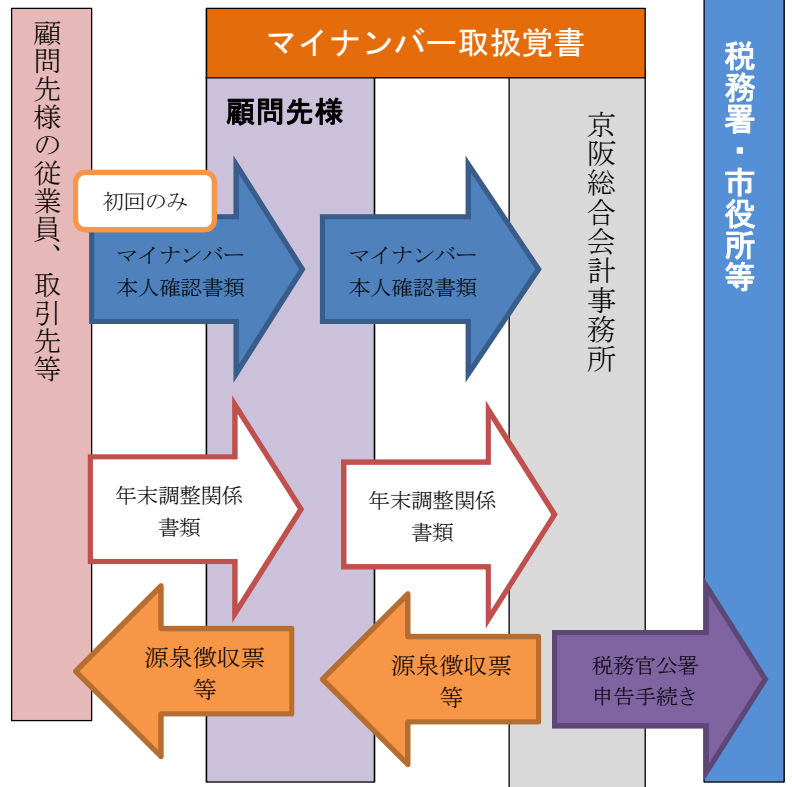
国税に関する手続きの多くにマイナンバーを記載する義務が定められています。マイナンバーの記載を省略することができます。

取り扱う事業者には既にマイナンバーを提供している場合は、同じ事業者に提出する書類へのマイナンバー記載は事業主がマイナンバーを預かっている旨の表示をすることで省略することができます。

扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載の特例

給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出する方ご本人、控除対象となる配偶者又は扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した次の①から⑤までの書類を備えているときは、これらの申告書を提出する2回目以降の方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないものとされました。(平

税務署・市役所等



成29年分以後の所得税について適用)

- ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

働き方改革によって経営者が注意すべきこと

働き方改革関連法は8つの法律をまとめて改正されたもので、改正事項の範囲は広範で多岐にわたります。

当面、経営者が意識すべき点は「年次有給休暇の取得義務化」と「労働時間の客観的な把握の義務化」に対する対応です。

年次有給休暇の取得義務化への対応

① 取得義務化対象の労働者

年10日以上、年次有給休暇を付与されている労働者は5日以上の取得が義務とされています。
フルタイム勤務者は、雇入れの日から6か月継続勤務し、全労働時間の80%以上出勤している場合に10日の有給休暇が付与され、以後1年以上勤務ごとに日数が加算されます。したがって全員が取得義務の対象となります。
パートタイム労働者で、週所定労働時間30時間未満、週所定労働日数4日以下の場合で10日未満

の年次有給休暇が付与される場合があります。この場合は義務化の対象にはなりません。

② 時季に関する労働者の意見聴取

使用者が時季を指定して有給休暇を与える場合には、あらかじめ当該有給休暇を与える旨を当該労働者に明らかにしたうえで、労働者の意見を聴くとともに、意見をすることが努めなくてはなりません。

労働者が年5日以上、有給休暇を取得しなかった場合は、理由の如何にかかわらず使用者が法律違反を問われることとなります。

仮に使用者が休暇日を指定したにも関わらず、指示に従わず労働者が有給休暇を取得しなかった場合も法律違反は免れません。

③ 年次有給休暇管理簿の作成

有給休暇の取得を管理するための管理簿の整備も義務付けら

④ 計画的付与制度の導入

有給休暇のうちの5日を超える分について、計画的に取得させる制度を設けることが可能です。事業場全体の一斉休業に合わせ有給休暇の取得、グループ単位での一斉休暇、個人別の休暇日付与制度などを選択することが可能です。

⑤ 時間単位付与の導入

有給休暇は1日または半日単位の取得が原則ですが、5日を限度に時間単位で付与することが可能となります。

労働時間の客観的な把握の義務化への対応

法改正前は、管理者や裁量労働制の労働者は管理対象外でしたが、改正後は全労働者の労働時間管理が義務付けられました。

管理方法はタイムカードや電子機器による電磁的記録が義務化されるようです。

他にも課題は多くあります。今後

働き方改革関連法の主な改正内容と施行期日

目的	関連法律	主な改正内容	施行期日	
			大企業	中小企業
働き方改革の総合的かつ継続的な推進	雇用対策法	働き方改革に係る基本的考え方の明示や基本方針（閣議決定）の策定	H30.7.6	
長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等	労働基準法 労働安全衛生法 労働時間等設定改善法 じん肺法	時間外労働の罰則付き上限規制	H31.4.1	H32.4.1
		割増賃金率の猶予措置の廃止	-	H35.4.1
		年次有給休暇の取得義務化	H31.4.1	
		フレックスタイム制度の創設	H31.4.1	
		高度プロフェッショナル制度の創設	H31.4.1	
		労働時間の客観的な把握の義務化	H31.4.1	
		勤務間インターバル制度の導入促進	H31.4.1	
		産業医・産業保健機能の強化	H31.4.1	
雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の実現）	パートタイム労働法 労働契約法 労働者派遣法	不合理な待遇差を解消するための規定の整備	H32.4.1	H33.4.1
		待遇に関する説明義務の強化		
		行政による事業主への助言・指導等や行政ADRの規定の整備	労働者派遣法は一律H32.4.1施行	

消費税率引き上げとインボイス導入のスケジュール

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書保存方式
税率 8% 消費税 6.3% 地方消費税 1.7%	標準税率 10% 消費税 7.8% 地方消費税 2.2% 軽減税率 8% 消費税 6.24% 地方消費税 1.76%	

H31. 10. 1

H33. 10. 1

H35. 10. 1

適格請求書発行事業者
登録申請開始

消費税対策は進んでいますか？①

来年10月から順次スタート予定の消費税増税、軽減税率、適格請求書（インボイス）導入と日常業務に大きく影響を与える制度改革が迫っています。

加えて、決済手段のキャッシュレス化

にポイント付与制度の計画など日常業務に大きな影響を与える変化が近づいています。

消費税は現行の請求書等保存方式からインボイスへの完全移行まで4年間は現行制度を維持しながら区分記載請求書等保存方式が導入されます。

この方法の場合、従来の仕入税額控除の要件に加えて、税率の異なる毎の合計した対価を記載するなど複数税率の要件が加わります。

インボイス制度では、適格事業者登録番号の記載など記載事項が増加します。

これらの順次実施される制度変更に伴う社内のシステムの見直しも必要となります。

今後、対策に向けて何が必要なるかを連載していきます。

次号は増税前の経過措置などを特集します。

Q&A
コーナー

自筆遺言の作成が簡単になったの？



遺言を作ろうと思うけど、自筆ではなかなか書きにくい。最近ワープロを使って作れると伺いました。どう変わったのですか？

民法改正により遺言の作成条件が緩和されました

民法改正により、①自筆証書遺言の方式緩和、②自筆証書遺言の保管制度が創設されました。

現行は、自筆証書遺言を作成する場合、財産目録を含めた全ての記載を全文自書する必要がある、財産が多数ある場合は相当な負担でした。文書を修正する場合は、変更場所を指示し、変更した旨を付記して署名し、変更場所に押印しなければ効力を生じず、高齢者には作成の負担が大きければかりか、記載ミスが起こりやすいものです。

改正により、財産目録についてはパソコン等で作成してもよいとされました。全文OKというわけではありません。また、自書以外の財産目録には、その全ページに署名押印が必要です。財産目録が変更された場合は、別紙として添付していた財産目録を削除し、修正した新しい財産目録を添付する方法で加除訂正を行うことが認められます。

自筆証書遺言の保管については、法務局に保管する制度を設けました。法務局に保管された自筆証書遺言については、偽造等のおそれがないことから、家庭裁判所による検認手続きは不要となります。

従来、自筆証書遺言は家庭裁判所が相続人立会いの下で、遺言書を開封し、遺言書の内容を確認しています。後日偽造や変造ができないように内容を明確にすることを目的とした手続きですが、法務局保管をした場合は検認手続きを省略することができます。